

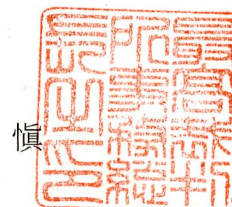
最高裁秘書第1105号

令和4年4月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月11日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第1254号

令和4年4月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年3月17日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和4年度（最情）諮問第3号

(2) 諮問日

令和4年4月18日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(4233)5249 (直通)

最高裁秘書第1255号

令和4年4月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和4年度（最情）諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年4月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、出向中の裁判官が再び判事補に任命された日の翌日に依願退官した事例が複数存在することから対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考え。

記

1. 開示申出の内容

出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書（最新版）

2. 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3. 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 裁判官が行政府省等で勤務している間、当該裁判官は裁判官としての身分を有しないが、その間に退職を願い出た場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことを定めた法規等はない。本件開示の申出を受けて、念のため最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。
- (2) よって、原判断は相当である。